

天王小学校PTA規約

個人情報取り扱い規則

記念事業基金規程

サークル補助規程

慶弔規程

保存版

天王小学校在学中は保存版としてご使用ください

茨木市立天王小学校PTA

茨木市天王 2 丁目 13 番 57 号

TEL(072) 625-6205・4756

茨木市立天王小学校 PTA 規約

第1章 名 称

第1条 本会は茨木市立天王小学校 PTA と称し、事務所を天王小学校内に置く。

第2章 目的および方針

第2条 本会は保護者と教職員が協力して学校と、家庭と、地域社会とにおける児童の福祉と心身の健全な発達をはかるとともに民主的教育を推進することを目的とする任意団体である。

第3条 本会は教育を本旨とする民主的団体であつて、営利的、宗教的、政治的色彩をもつものではなく、また他のいかなる団体の干渉も受けない。

第4条 本会は、この会の目的を果たすため、茨木市内（必要に応じて府下、全国）各校下の同じ団体または、目的を同じくする団体と協力することができる。

第5条 本会は学校の教育活動を助けるために意見を具申し、また協力するが、学校の管理運営や教職員の人事に干渉することができない。

第3章 会 員

第6条 本会の会員は学校に在籍する児童の保護者、学校に勤務する校長および教職員（以下教職員という）である。また、入退会については役員への申し出によりこれを受理する。

第7条 会員の個人情報の取り扱いについては本会の活動を推進するために必要とされる個人情報の取得や利用、管理については「個人情報取り扱い規則」に定め適正に運用するものとする。

第4章 会 計

第8条 本会の経費は、会費でまかなう。

第9条 会費は一会員月額150円とし、年2回納入する。ただし、一度納入された会費および手数料は返金できないものとする。また、転入により納入月以降に在学した場合は、次回納入月よりの納入と

する。

第10条 本会の資産は、第2章の目的達成のため以外に支出または使用してはならない。

第11条 本会の会計年度は4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第5章 役員の選挙

第12条 この会に次の役員を置く。

1. 会長 1名 保護者
2. 副会長 3名 保護者
3. 書記 2名 保護者と教職員
4. 会計 3名 保護者2名と教職員1名
- 会計監査長 1名 保護者
- 会計監査委員 2名 保護者

第13条 役員の任期は一年とする。また、1～4の保護者役員は一度任務すると以後の役員は永久に免除とする。

第14条 役員の任務は次のとおりである。

1. 会長は本会を代表し会務を総括するとともに、總會および役員会を司会する。
2. 副会長は会長を補佐し、会長不在の場合はその代理をつとめる。
3. 書記は總會および役員会の議事を記録し、各種の会合について通知する。
4. 会計は本会の年度予算をつくるとともに、金銭の収入支出記録と領収書を保管する。また、会計監査委員会の監査を経た収支を報告し、年度末總會において決算報告をする。
5. 計監査委員は、その年度の会計を随時監査し、その結果を總會に報告する。なお、役員会には必要に応じて参画する。

第6章 總會

第15条 總會は次のとおり開く

1. 年度始め總會。新役員に関する報告、事業計画および年度予算、その他の緊急事項に関する審議、承認。

2. 年度末総会。活動および会計監査を経た年度末決算報告、その他の緊急事項に関する審議、承認。翌年度役員の選挙。

3. 臨時総会。役員が必要と認めた場合または、全会員の5分の1以上の要求があった場合には、会長は総会を招集する。

第16条 総会の定足数は、会員の5分の1以上(委任状を含む)とする。決議は出席者の過半数の同意を必要とする。総会に出席できない場合は、委任状をもってこれに代えることができる。

第17条 会計監査委員会は、総会において多数決により選出された3名の委員によって構成され、うち1名は委員長となる。会計監査委員会は、その年度の会計を随時監査し、その結果を総会に報告する。

第7章 改正

第18条 規約は総会において出席者の3分の2以上の賛成同意で改正することができる。ただし、改正案の提出については総会の5日以前に全会員に通告しておかなければならない。

第19条 本規約は、総会において認められた日から施行する。

「平成 7年 6月 3日 改正」

「平成11年 6月 5日 改正」

「平成14年 6月15日 改正」

「平成15年 3月15日 改正」

「平成16年 3月13日 改正」

「平成17年 3月 5日 改正」

「平成18年 3月 4日 改正」

「平成21年 6月17日 改正」

「平成22年 5月26日 改正」

「平成26年 3月 8日 改正」

「平成27年 6月 3日 改正」

「平成31年 3月 2日 改正」

茨木市立天王小学校 PTA 個人情報取り扱い規則

(目的)

第1条 茨木市立天王学校 PTA(以下、「本会」という。)が保有する個人情報の適正な取り扱いと活動の円滑な運営を図るため、個人の権利・利益を保護することを目的に、PTA 役員名簿およびその他の個人情報データベース(以下、単に「個人情報データベース」という。)の取り扱いについて定めるものとする。

(責務)

第2条 本会は個人情報保護に関する法令を遵守するとともに、PTA 活動において個人情報の保護に努めるものとする。

(管理者)

第3条 本会における個人情報データベースの管理者は、PTA 会長とする。

(取扱者)

第4条 本会における個人情報データベースの取り扱い者は、PTA 役員とする。

(秘密保持義務)

第5条 個人情報データベースの管理者・取り扱い者は、職務上知ることができた個人情報をみだりに他人に知らせ、または不当な目的に使用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

(収集方法)

第6条 本会は、個人情報を収集するときは、あらかじめその個人情報の利用目的を決め、本人に明示する。なお、要配慮個人情報などを収集する場合は、あらかじめ本人の同意を得る。

(利用)

第7条 取得した個人情報は、次の目的のために利用する。

- (1) 会費集金、管理、その他の文書の送付

(2) 会員名簿、委員会名簿などの作成

(利用目的による制限)

第8条 本会は、あらかじめ本人の同意を得ないで、前条の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない。

(管理)

第9条 個人情報は管理者または取り扱い者が保管するものとし、適正に管理する。また、不要となった個人情報は管理者立会いのもとで、適正かつ速やかに廃棄するものとする。

(保管および持ち出し等)

第10条 個人情報データベース、個人データを取扱う電子機器等については、ウィルス対策ソフトを入れるなど適切な状態で保管することとする。また、持ち出す場合は、電子メールでの送付も含め、ファイルにパスワードをかけるなど適切に行うこととする。

(第三者提供の制限)

第11条 個人情報は次にあげる場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで第三者に提供してはならない。

(1) 法令に基づく場合

(2) 人の生命、身体または財産の保護のために必要な場合

(3) 公衆衛生の向上または児童の健全育成の推進に必要がある場合

(4) 国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合

(第三者提供に係る記録の作成等)

第12条 個人情報を第三者(第11条第1号から第4号の場合および都道府県、市役所、区役所を除く)に提供したときは、次の項目について記録を作成し保存する。

- (1) 第三者の氏名
- (2) 第三者が個人情報を習得した経緯
- (3) 提供を受ける対象者の氏名
- (4) 提供を受ける情報の項目

(第三者提供を受ける際の確認等)

第 13 条 第三者(第 11 条第 1 号から第 4 号の場合および都道府県、市役所、区役所を除く)から個人情報の提供を受けるときは、次の項目について記録を作成し保存する。

- (1) 三者の氏名
- (2) 第三者が個人情報を取得した経緯
- (3) 提供を受ける対象者の氏名
- (4) 提供を受ける情報の項目
- (5) 対象者の同意を得ている旨(事業者でない個人から提供を受ける場合は記録不要)

(情報開示等)

第 14 条 本会は、本人から、個人情報の開示、利用停止、追加、削除を求められたときは、法令に沿ってこれに応じる。

(漏えい時等の対応)

第 15 条 個人情報データベースを漏えい等(紛失含む)したおそれがあることを把握した場合は、直ちに管理者に報告する。

(研修)

第 16 条 本会は、PTA 役員に対して、定期的に、個人データの取り扱いに関する留意事項について、研修を実施するものとする。

(苦情の処理)

第 17 条 本会は、個人情報の取り扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

(改正)

第 18 条 本会の「茨木市立天王小学校 PTA 個人情報取り扱い規則」は、総会において改正する。

附則

本規則は、平成 31 年 4 月 1 日より施行する。

茨木市立天王小学校PTA記念事業基金規程

(設置)

第1条 本校PTAの周年記念事業の経費に充てるため、茨木市立天王小学校PTA記念事業基金(以下「基金」という。)を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積立てる額は、毎年度予算の範囲内とする。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生じる収益は、予算に計上してこの基金に編入するものとする。

(委任)

第5条 この規程に定めるものを除くほか、基金の管理に関し必要な事項会長が別に定める。

附則

この規程は、平成9年5月31日から改定する。

茨木市立天王小学校PTAサークル補助規程

(目的)

第1条 この規程は、PTA活動の活性化、発展を願い、PTA会員相互の交流を図るためのPTAサークル活動の補助に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(サークル結成の届出)

第2条 認定を受けようとするサークルは、サークル結成届出書(様式第1号)に、次の事項を記入のうえ、会長に届け出なければならない。

- (1) サークルの名称
- (2) サークル結成の目的
- (3) 主な活動計画
- (4) 代表者名
- (5) 会員ならびに会員数
- (6) 会則

(サークルの認定)

第3条 本部役員会は、前条に基づきサークル結成の届出があったときは、その内容等を審議し、認定の可否を行うとともに、年度末総会において承認を得るものとし、認定されたときはサークル認定通知書(様式第2号)をサークル代表者に交付するものとする。

2. サークルはPTA会員5人以上で構成され、サークル会員の中から世話役を決めサークル会員によって自主的に運営されるものとする。

(補助および援助の方法)

第4条 認定されたサークルに対し、会長は各サークルの目的が達成でき

るよう援助するとともに、予算の範囲内において次に掲げる補助等を行うことができる。

- (1) 補助金の交付
- (2) 各サークル行事への共催・協賛および必要経費の一部補助
- (3) 年2回の総会時および活動報告を兼ねた発表会等、サークルの成果の発表・紹介の場を、積極的に設けるよう努めるものとする。
- (4) 活動場所・施設等の確保の協力

(補助の基準)

第5条 前条第1号に定める補助金は、PTA会員1人につき年額500円とし1サークル30,000円を限度とする。

2. 補助を受けようとするサークルは、他の団体から金銭的援助を受けていないことを条件とする。
3. 前条第2号に定める一部補助金は、本部役員会と各サークル双方の協議のうえ、会長が決定する。

(補助金の交付申請書)

第6条 第4条第1号に定める補助金の交付を受けようとするサークルは、4月末日までにサークル活動補助金交付申請書(様式第3号)を会長に提出しなければならない。

2. 第2号に定める一部補助金の交付を受けようとするサークルは、当該行事実施2ヶ月前に、会長に申しでなければならない。

(補助の認定)

第7条 本部役員会は、前条に基づき申請があったとき、当該申請の内容等を審議し、補助金および一部補助金の額を決定し、サークル活動補助金交付通知書(様式第4号)をサークルの代表者に交付するものとする。

(サークル活動変更の届出)

第8条 サークルの名称、会員、会則等に変更があったときは、速やかにサークル活動変更届出書(様式第5号)を会長に提出しなければならない。

(活動内容の報告)

第9条 認定および補助を受けたサークルは、年度末に活動報告者および会計決算書を実行委員会に提出し、報告をしなければならない。

(その他)

第10条 この規程の実施に関し必要事項は、本部役員会が別に定める。

(附則)

第11条 この規程は、平成8年4月1日から適用する。

2. これまで文化委員会所属の読書会および天王バルカローレは、平成8年当初、PTA会員5人以上で構成されていれば、第3条および第4条の規程にかかわらず、認定サークルとみなす。

以上

天王小学校PTA慶弔規定

1. 会員（職員）に関するもの（校務員、調理員を含む）

- A. 慶
- | | |
|--------|------------|
| 1. 出産 | 3000円 |
| 2. 結婚 | 5000円 |
| 3. 表彰 | 5000円 |
| 4. その他 | 都度本部役員会で協議 |

B. 弔

1. 死亡

- | | | |
|--------|--------------------|---|
| イ) 本人 | 5000円と櫛1対または同程度の供物 | |
| ロ) 配偶者 | 5000円 | 〃 |
| ハ) 子 | 5000円 | 〃 |
| ニ) 父母 | 5000円 | 〃 |

◎PTA代表会葬

2. 病気・災害・公傷・その他は、本部役員会で協議

- C. その他 PTA活動に功労のあった者に対しては、別途に本部役員会で協議

2. 会員（保護者）に関するもの

1. 死亡 5000円と櫛1対又は同程度の供物

◎PTA代表会葬

3. 児童に関するもの

- | | |
|-------|------------------------------------|
| 1. 死亡 | 5000円と櫛1対または同程度の供物 |
| 2. 負傷 | 学校における負傷に対し、初診料全額負担
(要準援護児童に限る) |

4. その他 特別な場合は、本部役員会で協議する。

平成18年 3月 4日 改正